

九會社ハ今回ノ退職者ニ対シテ退職手當トシテ會社諸
相定額ヲ合セテ合計七千二百四十五円ヲ支給スル事
百會社ハ爭議團ニ対シテ多家族見舞金トシテ六千二百五
十五円ヲ支給スルコト

二會社ハ爭議團ニ対シテ金老封(四千円)ヲ支給スル事
三會社ハ本費書所定ノ金額ヲ九月廿日ヨリ以後三時迄當
視廳調停課ニテ支拂フ

(但シ右金額中家族見舞金ハ十月五日期日ノ小切手
ヲ以テ支払コト)

三爭議團ハ會社カ右金額ヲ支給シタル時即時解散スル
コト

四従業員ハ九月二十六日ヨリ入場就業スルコト

五従業員ハ今回ノ爭議因端解決シタルニ就テハ今後會
社ノ諸相定額ヲ遵守スルハ勿論一意會社ノ發展ヲ期シ
社内ノ親睦ヲ図ルコト

六會社ハ今回ノ退職者ニ対シテ新夕ニ職工採用スル場合
ハ優先權ヲ與フルコト

昭和五年九月二十四日

東京鋼板工業株式會社社長 田島忠一

會社請負人

島根平吉

同業會社代表

加藤勘十

従業員代表

石田忠一郎

全

八枝 美実

岩波六調停課長

藤沢次長 権助